㈡　不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、特定の事業のためだけに雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用が与えられるような仕組みを検討すること。
㈢　労働法制に関する基礎知識の付与
青少年の労働法制に対する理解促進は、事業主にとっても職場環境の改善やトラブルの防止等に資するものであることを踏まえ、新入社員研修の機会等を捉え、労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。
二　職業能力の開発及び向上に係る措置
事業主は、青少年の職場への定着を図り、その有する能力を有効に発揮することができるようにする観点から、職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることが重要であることに鑑み、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。
㈠　ＯＪＴ（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びＯＦＦ－ＪＴ（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること。
㈡　青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度、企業内におけるキャリアパス等についての必要な情報の提供、職業生活設計及び職業能力の開発及び向上に関する相談に応じた助言及び指導の機会の確保その他の援助を行うこと。また、青少年が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、配置その他の雇用管理について配慮すること。
㈢　青少年の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、必要に応じて、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与、始業及び終業時刻の変更、勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うこと。
第四　特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置
青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、第二の一（一）に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。
一　青少年の主体的な船員の職業選択・キャリア形成の促進
特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業者等は、青少年自身が主体的に船員という職業選択及びキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。
二　中途退学者及び未就職卒業者への対応
学校等を中途退学した者（以下この二において「中途退学者」という。）や、卒業時までに就職先が決まらなかった者（以下この二において「未就職卒業者」という。）については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。
このため、中途退学者について、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、学校等及び地方運輸局と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に対して効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業者について、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、学校等及び地方運輸局と協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。
三　船員募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営
事業主が船員募集情報提供事業者の就職支援サイトを活用して青少年の募集を行う場合において、船員募集情報提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。
㈠　無料船員職業紹介事業者等が均等待遇等に関して適切に対処するための指針第四を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。
㈡　青少年が、船員という職業選択を適切に行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとすること、提供する情報の量を適正なものとすること、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
㈢　船員になろうとする青少年、青少年の募集を行う者、無料船員職業紹介事業者、他の船員募集情報提供事業者、特定地方公共団体又は船員職業安定法第六条第十二項に規定する無料船員労務供給事業者から申出を受けた当該船員募集情報提供事業者の募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には地方運輸局と連携を行うこと。
㈣　学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。
㈤　虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、船員職業安定法第百十三条第八号の規定により、罰則の対象となること。
四　青少年雇用情報の提供
㈠　特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第四十条第一項の規定により学校等の長が無料船員職業紹介事業の届出を行った場合は、当該学校等も含まれることに留意すること。）は、学校卒業見込者等求人（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に、同条の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てを提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する船員職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り同項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。
求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項の趣旨に沿って、特定地方公共団体及び無料船員職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。
㈡　船員募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。
五　職業能力の開発及び向上に係る措置
船員教育訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に船員教育訓練を実施すること。
六　青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介
特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者及び船員教育訓練機関は、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。
七　その他の各関係者が講ずべき措置
一から六までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。
附　則
この告示は、令和八年五月十三日から施行する。